

**「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」  
(第10回)  
ヒアリング資料**

平成20年11月25日  
日本放送協会

# コンテンツ規律について

## ① 「メディアサービス」(仮称)における表現の自由の確保について

- ・現行の放送法は、放送事業者による自律を基本

【最高裁判決（平成20年6月12日）】

これらの放送法の条項（注：1条、3条、3条の2第1項、3条の3第1項）は、放送事業者による放送は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあることを法律上明らかにするとともに、放送事業者による放送が公共の福祉に適合するように番組の編集に当たって遵守すべき事項を定め、これに基づいて放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定したものと解される。このように、法律上、放送事業者がどのような内容の放送をするか、すなわち、どのように番組の編集をするかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断にゆだねられているが、これは放送事業者による放送の性質上当然のことということもでき、国民一般に認識されていることでもありと考えられる。

- ・新たな法体系の検討に当たっても、これらの条項に相当する規定が維持されることが必要

## ② 「メディアサービス」(仮称)の定義と現行の放送の概念

- ・国際法規との整合性の確保
- ・「レイヤー間の関係の明確化」の検討にあたって

## ③ 「特別メディアサービス」(仮称)を区分することについて

- ・「メディアサービス」(仮称)の中で、区分する必要性は何か

# 法体系全般について

## ① 「3つのレイヤー」について

- ・ハード・ソフト一体として行う事業も可能としておくことが重要
- ・特別な公共的役割を担うには、その役割を果たすために必要な手段の確保が重要
- ・日本の放送用周波数の稠密性

## ② 「全体として合理性のある法体系」、「規律を可能な限り合理化」の検討にあたって

- ・コンテンツについては、社会的、文化的な価値の視点も重要

## ③ 包括化すべき法律の範囲について

# その他

- ・ 通信・放送融合の時代にふさわしい、NHKの役割・あり方の検討

(参考)

## NHKオンデマンド



## NHKオンデマンド

NHKが放送した番組を、ブロードバンド回線等を通じて、パソコンや高機能TV等に有料で配信するVOD(ビデオ・オン・デマンド)サービスです。

### 「見逃し番組」サービス (放送後1週間程度の番組を配信)

NHKのテレビで放送している番組の中から「大河ドラマ」など毎日10~15番組とニュース5番組を放送後1週間程度配信するサービス

### 「特選ライブラリー」サービス (NHKの映像資産を配信)

過去に放送したドラマ番組、「映像の世紀」や「NHKスペシャル」等の大型ドキュメンタリー番組など、NHKの映像資産(アーカイブ番組)を配信するサービス

※開発中の画面  
です